

大垣商業高等学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 11 月 1 日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよういじめ防止等に努める。

2 いじめの定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要であり、いじめを受けた生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺状況等を客観的に確認することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(1) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。暴力を伴わないいじめであっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ・学校教育全体を通じて、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起き

- にくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、それを徹底するため、チェックリストを作成して、全教職員で実施する。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
 - ・学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

II いじめ防止等のための取組

1 いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

[組織の名称]

いじめ防止等対策検討委員会

[組織の構成員]

- ・学校関係者（校長、教頭、各分掌の長、学年主任、教育相談係、養護教諭ほか）
- ・外部専門家（臨床心理士）
- ・その他（保護者代表（PTA会長）、地域代表）

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として、いじめ防止等対策検討委員会を組織する。
- ・年3回（6月、9月、2月）いじめ防止等対策検討委員会を開催し、特に9月と2月については、学校がいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

2 学校におけるいじめ防止等に関する対策

いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処を学校全体及び各分掌等で連携して取り組む。

すべての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(1) 学校全体及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- ・いじめが生まれる背景と指導上の注意を確認する。（発達障害を含む障害のある生徒、外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、被災生徒など）
- ・校内研修を充実させる。（いじめをはじめとする生徒指導上の問題に関する校内研修を開催）

【生徒指導部】

- ・学校生活においてビジネスマナー等を徹底し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・年4回の「学校生活アンケート」を記名式で実施し、状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、西濃子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じた社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導では分かる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザインを意識した授業を推進する。

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップやボランティア活動により社会における規律を育成する。

【特別活動部】

- ・ホームルーム活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【渉外部】

- ・PTA総会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。

- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

(2) 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 第1回拡大学年会 第1回教育相談（二者面談）	・基本方針についての説明 ・学校の方針と具体的対応の確認 ・生徒に関する情報交換会
5	第2回拡大学年会 第1回人権教育委員会	・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・いじめ防止に関する取り組み確認
6	第1回学校生活に関するアンケート 第1回いじめ防止等対策検討委員会（校内） 人権講話	・生徒の実態把握 ・いじめ防止の年間の取組について検討 ・ネットに関するいじめについて
7	三者面談	・いじめ、迷惑調査（全校） ・家庭生活の状況確認
8	第2回学校生活に関するアンケート	・生徒の実態把握及び家庭での様子
9	第2回教育相談 第3回拡大学年会 第2回いじめ防止等対策検討委員会	・夏季休業明けの生徒情報交換会 ・生徒の生活の様子を確認 ・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題
10	第2回人権教育委員会	・現状把握と課題
11	人権週間での取り組み 第3回学校生活に関するアンケート	・人権啓発映画の視聴 ・いじめ、迷惑調査（全校）
12		
1	第4回拡大学年会 ロングホームルーム活動	・冬季休業明けの生徒情報交換会 ・人権に関するロングホームルーム
2	県いじめ調査 第3回いじめ防止等対策検討委員会	・県いじめ調査 ・今年度の反省と来年度に向けての方針
3	第4回学校生活に関するアンケート	・次年度に向けた生徒把握

(3) いじめへの対処

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に

関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

学校の教職員は速やかに、いじめ防止等対策検討委員会にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。

[組織対応]

- ・いじめ防止等対策検討委員会による対応

※第三者の派遣については県「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[対応順序]

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（生育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

[いじめの解消]

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ・いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、重大性によってはその限りではない。
- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等

により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認する。

Ⅲ 情報等の取り扱い

1 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。

2 心理検査等の活用

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

3 本校で実施するアンケート、検査等

- ・ 学校生活アンケート（いじめ、迷惑調査）
- ・ 教育相談アンケート（生活面、学習・部活動、悩みほか）
- ・ 心理検査 1・2年生：Hyper-QU 3年生：クレペリン

Ⅳ 重大事態への対処

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性がある。

[報告]

- ・ 県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告する。

[学校主体による調査組織の編成]

- ・ この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理の専門家であ

るスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者を加え、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する。

[学校主体による調査における注意事項]

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつの頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

- ・ 県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 情報提供に当たっては生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果は県教育委員会に報告する。